



## 子猫譲渡契約書

8. 契約書に定めない事項が生じた場合、その都度、双方が誠意をもち協議をして円満に解決を図るものとする。  
9. ペット保険にご加入できる猫ちゃんは、ご加入をおすすめします。  
(なお、あくまで強制ではありません。飼い主様のお考えでご加入いただければよろしいかと思えます。)

### ●譲渡者の責任

譲渡後の、猫ちゃんの飼育に関するご質問やご相談などはいつでも承ります。お気軽にご連絡ください。  
本契約書に定めない事項などが生じた場合、その都度、譲受者と譲渡者の双方が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

双方の署名・捺印のある契約書を2通作成し、譲渡者が1通、譲受者が1通を双方が保管するものとする。  
当該猫の事前説明は別紙にて確認する。事前説明書も上記に記した通り双方が保管するものとする。

以上、本契約内容を確認し、同意したことを了承します。

譲渡者  
住所 〒441-3301  
愛知県豊橋市老津町字向田 71  
氏名 彦坂君重  
動物取扱業登録 (動東 214 号 キャットリー名 Golden Fairies)  
電話番号 0532-23-0517  
Eメール goldenfairies.hiko@gmail.com  
日付 ○○○○年○○月○○日

譲受者  
〒  
住所  
氏名 ⑩  
電話番号 — —  
Eメールアドレス

ブリーダー様のみ登録番号

キャットリー名